

令和6年11月1日改訂

令和6年度

独立行政法人福祉医療機構 借入金利子補給費の手続等 (制度の概要)

(高齢者施設用)



公益財団法人 **東京都福祉保健財団**

【個人情報について】

独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費交付申請書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費交付事務の目的以外に利用することはありません。

独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金借入に関する財団の役割について

1. 福祉医療機構福祉貸付資金借入に関する相談業務・借入申込書の作成サポート

- 社会福祉法人等が福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金に対する利子補給を行っていることから、借入申込書作成のサポートを行っております。

利子補給の算定にあたって

※ 利子補給の算定にあたっては、福祉医療機構において事前に融資相談を行ってください。
(補助協議の際も同様となります)

※ 利子補給の初回相談の際には下記の書類をご提出ください。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ・ 借入申込計画概要（機構様式） | ・ 施設整備事業計画書 |
| ・ 設計図面 | ・ 補助金算出内訳表（補助金・交付金算定様式） |
| ・ 敷地の公図 | ・ 資金計画表 |
| ・ 工程スケジュール | ・ 面積・事業費按分表及び資金調達内訳一覧表 |

2. 福祉医療機構福祉貸付資金借入に伴う東京都への進達並びに福祉医療機構への申込取次ぎ業務

- 福祉医療機構から借入を行うにあたっては、東京都及び区市町村が交付する「福祉貸付事業借入申込意見書」（借入申込書様式）が必要となります。これは、当該法人の福祉貸付資金借入申込に関する事業計画等が妥当であることを証左するためです。
- 当財団では、当該法人が作成した借入申込書をお預かりし、東京都への進達を行っております。
東京都より意見書が交付された後、財団を経由して福祉医療機構へ借入申込書を送付、その後福祉医療機構が内容の確認を終えてから融資審査を終了するまで、1か月程度要します。

なお、福祉医療機構は、貸付内定前の工事請負契約締結・着工を原則として認めていません。

貸付内定前に契約等を行ったものについては融資が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。なお、財団に福祉貸付資金借入申込書を提出後、福祉医療機構から貸付内定通知書が発行されるまで約2ヶ月を要します。

3. 福祉医療機構借入金利子補給業務

- 福祉医療機構では、受理した借入申込書及び添付書類に基づき、融資審査を経たうえで、承認されたものについて貸付を内定し、金銭消費貸借契約を締結します。
- 当財団では、福祉医療機構と金銭消費貸借契約を締結した法人から利子補給費の交付申請を受け、申請内容確認後に利子補給費を再算定し交付決定を行います。
- 償還開始後は法人からの請求に基づき、必要書類を確認のうえ、福祉医療機構に支払った利子の一部を補給します。
- 福祉医療機構の保証人不要制度（一定利率を上乗せすることで連帯保証人を不要とする制度）を利用する場合、その保証に係る部分の利子については、利子補給の対象外となります。

《利子補給交付申請手続き》

- ① 福祉医療機構に借入申込を行った法人には、当財団から利子補給費交付申請書をお渡ししますので、福祉医療機構と契約締結後、必要事項を記入の上、金銭消費貸借契約証書の写し等添付書類と共に提出してください。
- ② 申請書類の内容を確認し、交付予定額再算定後、当財団から「福祉医療機構借入金利子補給費交付予定者決定通知書」と「利子補給費年次表」を送付します。
- ③ 当財団から「独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費の交付請求について／利子補給費交付請求書」を送付します（送付時期等は下表参照）。
- ④ 福祉医療機構に利子を支払った後、利子補給費交付請求書に利子を機構に支払ったことを証する書類の写しを添付して当財団へ請求してください。
- ⑤ 当財団で支払内容を確認し、法人が指定する金融機関に振込みます。

《利子補給費交付請求書の提出及び利子補給費の交付時期》

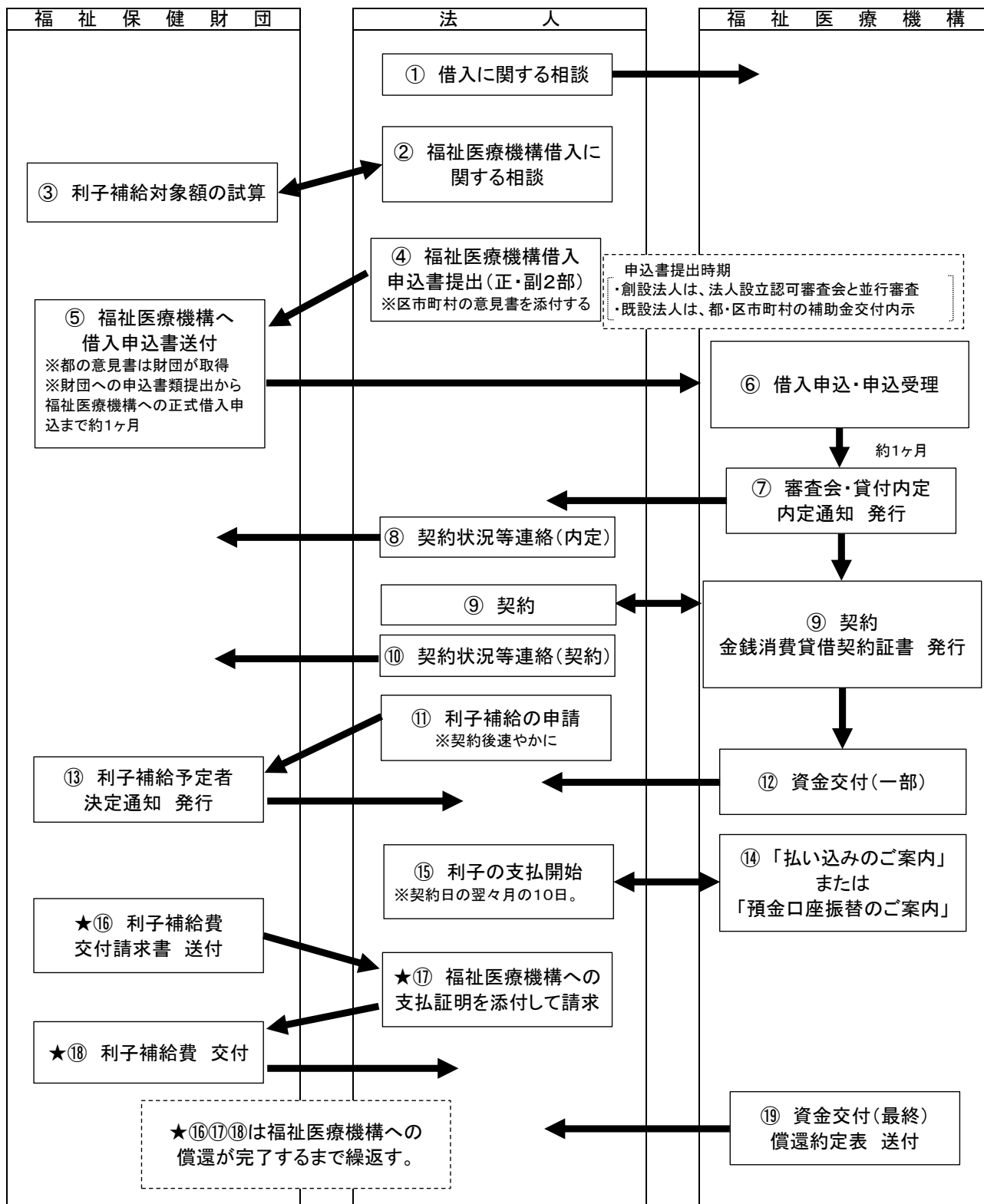
利子の支払い月	請求書送付時期 (当財団⇒法人)	請求書提出期限 (法人⇒当財団)	交付予定時期
4月～6月	4月下旬	6月19日(水) 必着	7月上旬
7月～9月	7月下旬	9月20日(金) 必着	10月上旬
10月～12月	10月下旬	12月19日(木) 必着	1月上旬
1月～3月	1月下旬	3月19日(水) 必着	4月上旬

◎ 参考

- ・福祉医療機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/>)
- ・財団ホームページ (<https://www.fukushizaidan.jp/>)

※ご不明な場合には、当財団の運営支援室施設支援担当（電話【03(3344)8635】）までお問い合わせください。

○福祉医療機構への借入申込から財団利子補給までの流れ



- ⑪ 平成22年度から元金及び利息の支払い方法が、原則毎月償還となりました。そのため、福祉医療機構との契約締結後、すみやかに利子補給費交付申請書を当財団へ提出してください。この申請がないと利子補給ができなくなります。
- ⑫ 福祉医療機構からの資金交付がありましたら、財団にご連絡ください。
- ⑬ 福祉医療機構との契約内容、利子補給費交付申請時の実事業費等により、利子補給対象額を算定し、利子補給費交付予定額を決定します。
- ⑯ 利子補給費交付時期に「独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費の交付請求について/利子補給費交付請求書」を送付します。
- ⑰ 福祉医療機構に利子を支払ったことを証する書類の写し及び支払金額を確認するため、福祉医療機構から送付される「払い込みのご案内」または「預金口座振替のご案内」または「償還約定表」を添付のうえ請求してください。
- ⑱ 当財団で支払内容を確認後、利子補給費を交付します。

福祉貸付資金借入申込書類（総合チェックリスト）

※作成にあたっては「福祉貸付資金（直接貸付）借入申込みの手引き」をご確認ください。

区分	書類 番号	様式	借 入 申 込 書 及 び 添 付 書 類	該 当 提 出 事 項 等	☑欄 (紙)	☑欄 (電子)
借入申込書等	0	○	主な説明項目	融資相談時等において提出されていない場合は忘れずに添付してください。		
	1-1	○	借入申込書	書類番号1-1、1-2はセットの書類になるので添付漏れがないようにしてください。		
	1-2	○	借入申込計画概要			
	2	○	都道府県・市区町村意見書（原本）			
申込者の概要	3-1	●	法人役員の一覧	役員及び監事についてご記入ください。		
	3-2	●	法人評議員の一覧	評議員についてご記入ください。 ※一般社団法人及び公益法人については当該書類の提出は不要です。		
	3-3	○	開設施設の状況			
	3-4	●	法人の主な概要			
	3-5	○	借入申込時確認シート			
	4		法人登記簿謄本又は登記事項証明書（写）	新設法人の場合は認可申請書及び法人設立時の財産目録を添付してください（案でも可）。		
	5		理事長の履歴書（新設法人の場合は予定者）			
	6		直近1ヵ年の全ての決算書（拠点別・事業別明細を含む）	既設法人で借入実績がない場合は2ヵ年の決算書を添付してください。		
申込計画の概要	建物及び敷地の概要	7	○	建築工事費等見積書	融資率や貸付利率が異なる施設を整備する場合は施設ごとに分けて作成してください。	
		8		建物の配置図・平面図・施設(事業)別部屋別面積表		
		9		敷地の権利関係を示す書類「贈与・売買契約書」「地上権、賃借権及び定借権等設定契約書」（写）	贈与・売買契約書：今次事業で新たに取得する土地・建物 地上権、賃借権及び定借権等設定契約書：今次事業で賃借する（既に行っている）土地・建物	
	資金調達	10	●	建築資金等の贈与者（共募受配者指定寄付含む）の状況		
		11		建築資金等贈与契約書（写）		
		12		贈与者の預金残高証明書（原本）	発行元に確認する場合があります。	
		13	○	当機構宛て情報交換承諾書（原本）及び協調融資金融機関宛て同承諾書（写）	協調融資による民間金融機関借入が含まれている場合は添付してください。	
償還	14	●	資金収支見込計算書	積算根拠を添付してください。		
	15	○	既往借入金の状況（法人全体）			
担保・保証人	16	○	敷地、建物、担保予定の状況			
	17		公図上の建物配置図			
	18		借入、担保提供及び保証人に関する借入申込法人理事会議事録(新設法人は準備委員会)（写）	「〇〇千円を借入申込する」「償還期間〇年・据置期間〇年・変動/固定金利」「〇〇の土地・〇〇の建物を担保提供する」「〇〇を連帯保証人とするor連帯保証人不要制度を利用する」の内容について語り、承認を得たことが明示されたもの。		
	19		担保物件の登記簿謄本又は登記事項証明書（写し、登記情報提供サービス（全部事項）でも可）			
	20		借地の登記簿謄本又は登記事項証明書（写し、登記情報提供サービス（全部事項）でも可）	計画敷地が借地の場合に該当するものです。		
	21		地番付き道路の登記簿謄本又は登記事項証明書（写し、登記情報提供サービス（全部事項）でも可）	進入路部分に接する土地に公図上土地番が設定されている場合に添付してください。		
	22	○	借地に係る施設建築及び抵当権設定にかかる確認書（写）	今次計画敷地が借地の場合に作成してください。 ※原則として敷地全体が公有地の場合はご提出不要です。		
	23		担保物件の評価書類（原本）	（既存）建物：固定資産管理台帳等決算の明細書 等 土地：自治体が発行する固定資産評価証明 等		
	24	○	連帯保証人承諾書（原本）	連帯保証人の場合に提出してください。		
その他			福祉医療機構が必要に応じて求める書類	建築確認申請書（第一面～第六面）、確認済証、直近の合計残高試算表（資金収支、事業活動、貸借）、公募要項等		

（注1）「様式」欄が○になっている書類は機構が指定する様式で作成願います。「様式」欄が●になっている書類は機構が指定している様式はありますが、補助金の協議書類に同様の書類があればその書類を代用しても構いません。

（注2）「☑欄（電子）」に斜線が入っていない書類については、CD-ROM、DVD-ROM等を用いて電子ファイル（Word、Excel、PDF等）で提出しても構いません。

借入申込計画概要【資金計画】

(金額単位:千円)

資金計画	区分	所要資金の総額	機構借入金	補助金交付金	その他借入金	共同募金	贈与金	自己資金
		融 資 率	90	% 主要貸付利率表における施設・事業の種類:				
		建築工事費等合計額	866,590	310,000	637,500			45,337
		設備備品整備費	66,247					
		土地取得費	0					
		その他費用 (運転資金・登記費用等)	60,000					
		小 計	992,837	310,000	637,500	0	0	45,337
		対象外事業費 ()						
		合 計	992,837	310,000	637,500	0	0	45,337

(1) 設置整備資金のうち控除する補助金・交付金の算出

①	国庫補助金(自治体義務的負担分含) 次世代交付金、安心こども基金(〃) 就学前教育・保育施設整備交付金(〃) 都道府県・指定都市・中核市補助金	587,500 千円
②	地域介護・福祉空間交付金 地域医療介護総合確保基金交付決定額 (A) (A)の対象事業に対する自治体からの交付決定額	千円 千円
③	市区町村の単独(上積)補助金	50,000 千円
④	民間補助金	千円
⑤	今次計画に対して受ける補助金及び交付金総額	637,500 千円

②の控除対象交付金額の上限	0 千円
【参考】	
今次計画における控除対象補助金額	587,500 千円
非控除補助金額	50,000 千円

(2) 設置整備資金の融資限度額の算出(下段は無利子貸付金額の算定)

所要額(融資対象部分の建築工事費等)	控除する補助金額(建物分)	融資率(再掲)	今次融資限度額【建物】
(932,837)	− 587,500)	× 90 %	≥ 310,800 千円

(3) 土地取得資金の融資限度額の算出

区 分	融資対象部分の土地取得費	融資対象外部分の土地取得費	計画全体の土地取得費
取 得 費	千円	千円	0 千円
面 積	m	m	0.00 m
単 価	円/m	円/m	円/m

所要額(融資対象部分の土地取得費)	控除する補助金額(土地分)	融資率(再掲)	今次融資限度額【土地】
(0)	−)	× 0 %	≥ 千円

(4) その他借入金の借入条件等

その他借入金(銀行等からの借入予定)がある場合には、当該金融機関と担保及び融資時期等についての事前協議を行う場合がありますので、下記の借入条件及び金融機関の担当者等連絡先を必ずご記入ください。記入欄が足りない場合は、行を追加するなどしてご記載ください。

その他借入金の借入先	借入金額 (千円)	借入時期	償還期間 (うち据置期間)	利息	協調融資	抵当権設定の有無 (有の場合)設定予定年月
		年 月	年 月 (年 月)	%		

金融機関名	担当者職名・氏名	電話番号	FAX番号
(支店)	様	()	()

利子補給費対象額算定表

社会福祉法人		〇〇会					
対象施設	施設名	△△園		種類	特養、併設ショート (新築)		
	利用定員			整備後	特養80 + ショート14 人		
福祉医療機構 借入計画	借入額	310,000 千円		利率	2.0% (申込時)		
	利子額	99,116 千円		償還方法	月賦		
整備計画				資金計画			
区分	① 施設整備	② 設備整備	3 土地取得	都補助金		587,500	
構造	1 耐火 2 準耐火 3 その他	建築延床面積 3,420.84 m ²					
区分	実事業費		必要と認める経費		民間補助金		
本体工事費 (冷暖房) (浄化槽) (乗用エレベーター) (スプリンクラー)	A 千円 780,550		C 千円 780,550		計		E 587,500 千円
					区単独補助		50,000
					定期借地権補助金		0
大型設備等工事費	30,784		30,784		自己資金		45,337
解体撤去					都補助金 (土地)		
仮設施設					銀行借入 (運転)		
					銀行借入 (土地)		
設計監理費	55,256		55,256		福祉医療機構借入金		310,000
備品費	66,247		66,247		※ 必要と認める経費の説明		
					・本体、冷暖房、浄化槽、エレベーター、スプリンクラー		
土地取得費			(上限 50,000 千円)		工事費の合計額(C)は必要と認める経費の算定の合計額(B)と各実事業費の合計額(A)とのいずれか低い方の額とする。		
機構融資対象外工事費 ()					・上記以外の経費については、原則実事業費とする。		
当初運転資金等 (60,000)					・土地取得費については、50,000千円を限度とする。		
合計	992,837		D 932,837		合計		992,837
必要と認める経費の算定		B = 817,800,000 円					
種別	単価	人数	促進係数	利子補給対象額			
1 特別養護老人ホーム (創設 ・ ユニット)	6,700,000 円	80 人	× 1.00 =	536,000,000 円			
(・ 高騰加算)	2,000,000 円	80 人	× 1.00 =	160,000,000 円			
2 ショートステイ (創設 ・ ユニット)	6,700,000 円	14 人	× 1.00 =	93,800,000 円			
(・ 高騰加算)	2,000,000 円	14 人	× 1.00 =	28,000,000 円			
3 老人短期入所施設 (・)	円	人	× =	円			
	円	人	× =	円			
4 デイサービスセンター (・)	円	施設	× =	円			
	円	人	× =	円			
5 地域交流スペース (・)	円	施設	× =	円			
	円	人	× =	円			
	円	人	× =	円			
	円	人	× =	円			
	円	人	× =	円			
	円	人	× =	円			
C の算定	※ AとBを比較し、金額の低い方をCとする。			C = 780,550 千円			
利子補給費対象 借入限度額 (10万円未満切捨)	必要と認める経費の合計 D - E 建物 (932,837 千円 - 587,500 千円) × 80 / 100 土地 : 土地取得分機構借入額と利子補給費対象上限額(50,000千円)を比べて低い方の額			= 276,200 千円 = 千円			
利子補給費対象額	276,200 千円		利子補給額	88,328,832 円			
利子補給期間	30 年間						
内 訳	機構借入額	310,000 千円	利子補給対象額	276,200 千円			
	建物	310,000 千円	建物	276,200 千円			
	民老	千円	民老	千円			
	土地	千円	土地	千円			

※当該算定表は当財団が作成したものであり、利子補給額については計画段階での積算であって必ずしも助成を保証するものではありません。

【利子補給費シミュレーション】

1/1

法人名	社会福祉法人 ○○会
-----	------------

借入金額	310,000,000 円	元金据置期間	24ヵ月
(有利子分)	310,000,000 円	償還期間	30年
(無利子分)	円	年利率	2.00%
利子補給対象借入額	276,200,000 円	返済方法	月賦

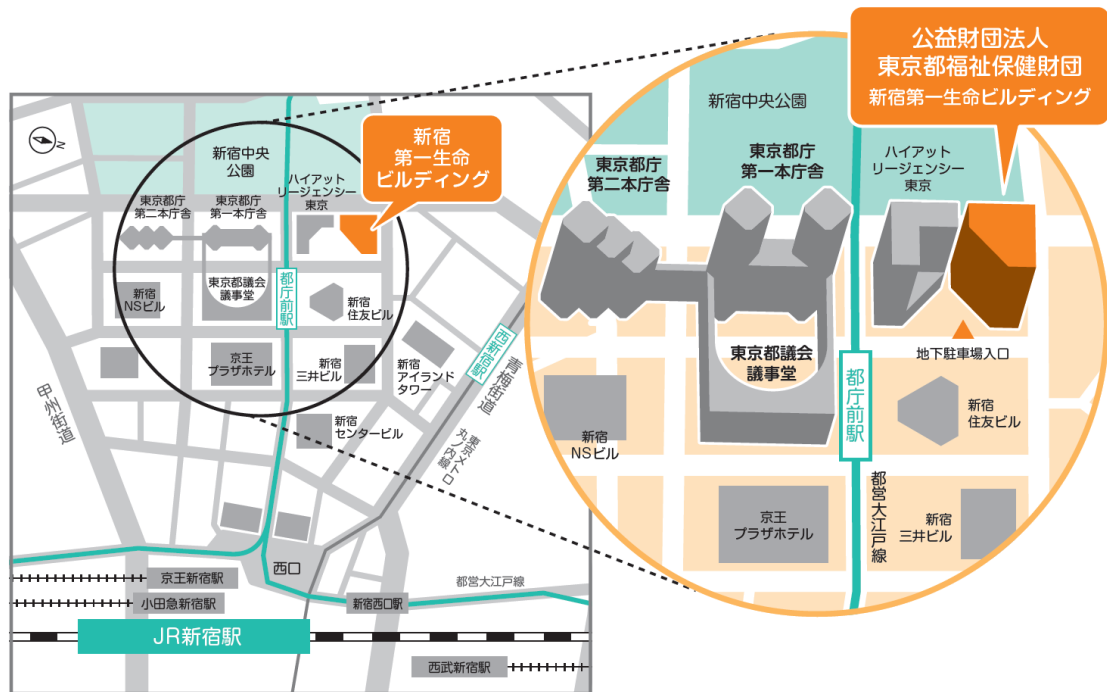
(単位:円)

回数	機 構				各年次の 合計	財 団			各年次の 合計
	借入残高	(うち有利子分)	償還金			補給対象借入残高	補給対象償還額	利子補給額	
			償還元金	利 息					
1	310,000,000	310,000,000		516,666	6,199,992	276,200,000		460,333	5,523,996
2	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
3	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
4	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
5	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
6	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
7	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
8	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
9	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
10	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
11	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
12	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
13	310,000,000	310,000,000		516,666	7,415,992	276,200,000		460,333	5,523,996
14	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
15	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
16	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
17	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
18	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
19	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
20	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
21	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
22	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
23	310,000,000	310,000,000		516,666		276,200,000		460,333	
24	310,000,000	310,000,000	1,216,000	516,666		276,200,000	1,016,000	460,333	
25	308,784,000	308,784,000	919,000	514,640		275,184,000	819,000	458,640	
26	307,865,000	307,865,000	919,000	513,108		274,365,000	819,000	457,275	
27	306,946,000	306,946,000	919,000	511,576		273,546,000	819,000	455,910	
28	306,027,000	306,027,000	919,000	510,045		272,727,000	819,000	454,545	
29	305,108,000	305,108,000	919,000	508,514		271,908,000	819,000	453,180	
30	304,189,000	304,189,000	919,000	506,983		271,089,000	819,000	451,815	
31	303,270,000	303,270,000	919,000	505,452		270,270,000	819,000	450,450	
32	302,351,000	302,351,000	919,000	503,921		269,451,000	819,000	449,085	
33	301,432,000	301,432,000	919,000	502,390		268,632,000	819,000	447,720	
34	300,513,000	300,513,000	919,000	500,859		267,813,000	819,000	446,355	
35	299,594,000	299,594,000	919,000	499,328		266,994,000	819,000	444,990	
36	298,675,000	298,675,000	919,000	497,797		266,175,000	819,000	443,625	
37	297,756,000	297,756,000	919,000	496,266		265,356,000	819,000	442,260	
38	296,837,000	296,837,000	919,000	494,735		264,537,000	819,000	440,895	
39	295,918,000	295,918,000	919,000	493,204		263,718,000	819,000	439,530	
40	294,999,000	294,999,000	919,000	491,673		262,899,000	819,000	438,165	
41	294,080,000	294,080,000	919,000	490,142		262,080,000	819,000	436,800	
42	293,161,000	293,161,000	919,000	488,611		261,261,000	819,000	435,435	
43	292,242,000	292,242,000	919,000	487,080		260,442,000	819,000	434,070	
44	291,323,000	291,323,000	919,000	485,549		259,623,000	819,000	432,705	
45	290,404,000	290,404,000	919,000	484,018	258,804,000	819,000	431,340		
46	289,485,000	289,485,000	919,000	482,487	257,985,000	819,000	429,975		
47	288,566,000	288,566,000	919,000	480,956	257,166,000	819,000	428,610		
48	287,647,000	287,647,000	919,000	479,425	256,347,000	819,000	427,245		
49	286,728,000	286,728,000	919,000	477,894	255,528,000	819,000	425,880		
50	285,809,000	285,809,000	919,000	476,363	254,709,000	819,000	424,515		
51	284,890,000	284,890,000	919,000	474,832	253,890,000	819,000	423,150		
52	283,971,000	283,971,000	919,000	473,301	253,071,000	819,000	421,785		
53	283,052,000	283,052,000	919,000	471,770	252,252,000	819,000	420,420		
54	282,133,000	282,133,000	919,000	470,239	251,433,000	819,000	419,055		
55	281,214,000	281,214,000	919,000	468,708	250,614,000	819,000	417,690		
56	280,295,000	280,295,000	919,000	467,177	249,795,000	819,000	416,325		
57	279,376,000	279,376,000	919,000	465,646	248,976,000	819,000	414,960		
58	278,457,000	278,457,000	919,000	464,115	248,157,000	819,000	413,595		
59	277,538,000	277,538,000	919,000	462,584	247,338,000	819,000	412,230		
60	276,619,000	276,619,000	919,000	461,053	246,519,000	819,000	410,865		
61	275,700,000	275,700,000	919,000	459,522	245,700,000	819,000	409,500		
62	274,781,000	274,781,000	919,000	457,991	244,881,000	819,000	408,135		
63	273,862,000	273,862,000	919,000	456,460	244,062,000	819,000	406,770		
64	272,943,000	272,943,000	919,000	454,929	243,243,000	819,000	405,405		
65	272,024,000	272,024,000	919,000	453,398	242,424,000	819,000	404,040		
66	271,105,000	271,105,000	919,000	451,867	241,605,000	819,000	402,675		
67	270,186,000	270,186,000	919,000	450,336	240,786,000	819,000	401,310		
68	269,267,000	269,267,000	919,000	448,805	240,000,000	819,000	400,000		
69	268,348,000	268,348,000	919,000	447,274	239,180,000	819,000	398,685		
70	267,429,000	267,429,000	919,000	445,743	238,360,000	819,000	397,370		
71	266,510,000	266,510,000	919,000	444,212	237,540,000	819,000	396,055		
72	265,591,000	265,591,000	919,000	442,681	236,720,000	819,000	394,740		
73	264,672,000	264,672,000	919,000	441,150	235,900,000	819,000	393,425		
74	263,753,000	263,753,000	919,000	439,619	235,080,000	819,000	392,110		
75	262,834,000	262,834,000	919,000	438,088	234,260,000	819,000	390,795		
76	261,915,000	261,915,000	919,000	436,557	233,440,000	819,000	389,480		
77	260,996,000	260,996,000	919,000	435,026	232,620,000	819,000	388,165		
78	260,077,000	260,077,000	919,000	433,495	231,800,000	819,000	386,850		
79	259,158,000	259,158,000	919,000	431,964	230,980,000	819,000	385,535		
80	258,239,000	258,239,000	919,000	430,433	230,160,000	819,000	384,220		
81	257,320,000	257,320,000	919,000	428,902	229,340,000	819,000	382,905		
82	256,401,000	256,401,000	919,000	427,371	228,520,000	819,000	381,590		
83	255,482,000	255,482,000	919,000	425,840	227,700,000	819,000	380,275		
84	254,563,000	254,563,000	919,000	424,309	226,880,000	819,000	378,960		
85	253,644,000	253,644,000	919,000	422,778	226,060,000	819,000	377,645		
86	252,725,000	252,725,000	919,000	421,247	225,240,000	819,000	376,330		
87	251,806,000	251,806,000	919,000	419,716	224,420,000	819,000	375,015		
88	250,887,000	250,887,000	919,000	418,185	223,600,000	819,000	373,700		
89	249,968,000	249,968,000	919,000	416,654	222,780,000	819,000	372,385		
90	249,049,000	249,049,000	919,000	415,123	221,960,000	819,000	371,070		
91	248,130,000	248,130,000	919,000	413,592	221,140,000	819,000	369,755		
92	247,211,000	247,211,000	919,000	412,061	220,320,000	819,000	368,440		
93	246,292,000	246,292,000	919,000	410,530	219,500,000	819,000	367,125		
94	245,373,000	245,373,000	919,000	408,999	218,680,000	819,000	365,810		
95	244,454,000	244,454,000	919,000	407,468	217,860,000	819,000	364,495		
96	243,535,000	243,535,000	919,000	405,937	217,040,000	819,000	363,180		
97	242,616,000	242,616,000							

○ 利子補給費交付事業の概要

名 称	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給費交付事業
交付対象	・福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の対象となった費用。 ただし、更生保護事業は除く。 ・定期借地権の利用による一時金に対する貸付は除く。 ・福祉貸付の経営資金及び医療貸付は除く。 ・宗教法人・医療法人・NPO 法人・営利法人は対象外。 ・中核市に所在する施設は対象外（一部施設を除く）。
利子補給費対象借入限度額	① 補給額 当該年度中に福祉医療機構に支払った利子の一部に対する補給額。 ② 対象借入限度額 $\left(\text{必要と認める総事業費} - \text{補助金} \right) \times 80 / 100 = \text{対象借入限度額}$ 注 1 利子補給費交付対象事業ごとに異なる。 ◎新設、改築の事業 ・ 本体、冷暖房、昇降機、スプリンクラー、浄化槽等各工事費 <u>利子補給対象単価</u> ・ 大型設備等工事費、解体撤去、仮施設等各工事費 <u>費用の全額</u> ・ 備品購入費、設計監理費 <u>費用の全額</u> ◎拡張、大規模修繕等の事業 <u>費用の全額</u> ただし、土地取得費の利子補給対象借入限度額は 50,000 千円 注 2 国・都補助金
補給利率	・福祉医療機構との契約利率とする。 ・保証人不要制度等による上乗せ利率分は除く。
交付方法	四半期ごと（福祉医療機構への支払後）年 4 回 当該年度に支払わなかった利子は補給しない。
補給期間	30 年以内。
取 消	補給決定取消（変更） ①事情変更による特別の必要性 ②虚偽の記載
延滞損害金	延滞損害金は補給しない。

案 内 図



〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階



事業者支援部 運営支援室 施設支援担当

TEL 03(3344)8635

FAX 03(3344)8596

【<https://www.fukushizaidan.jp/>】